

平成24年度行政監査結果に基づき講じた措置等

指摘事項の要旨	措置内容
<p>1 (1) 第三者評価のあり方について</p> <p>加西市指定管理者評価委員会設置要綱の趣旨を踏まえ、モニタリングマニュアルの規定どおり、評価委員会による第三者評価を実施されたい。</p>	<p>利用者からのサービス評価についてはアンケート調査により実施していますが、次年度は、評価委員会による第三者評価についても取組みます。</p>
<p>1 (2) 関係規程等の再確認について</p> <p>加西市指定管理者制度運用の手引、モニタリングマニュアル等の内容について再確認し、整合性がとれるように改訂されたい。</p> <p>ただし、モニタリングマニュアルについては、(1)に指摘した評価委員会の開催など、現在の規定からチェック機能を後退させることのないよう留意されたい。</p>	<p>加西市指定管理者制度運用の手引、モニタリングマニュアル等の内容について整合性がとれるように再度見直しを行います。</p>
<p>1 (3) 個人情報取扱特記事項について</p> <p>加西市民会館の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第21条に「別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。」とあるが、個人情報取扱特記事項が記載されていない。基本協定書は、市と指定管理者が従うべき基本となるものであるため、個人情報の取り扱いに関する事項を基本協定書に記載されたい。</p>	<p>指定管理者担当者会議を開催し、基本協定書に「個人情報取扱特記事項」を添付するよう周知徹底しました。</p>
<p>2 月例報告について</p> <p>基本協定書第16条では、毎月終了後10日以内に、市に月例報告をすることとなっている。しかし、利用状況の集計が間に合わず、毎月20日ごろの報告となっている。市と指定管理者とで協議の上、10日以内に月例報告をすることが困難であれば規定の改定をするなど、業務実態と規定が矛盾することのないようにされたい。</p>	<p>基本協定書第16条の規定中、「毎月終了後10日以内」を「毎月終了後20日以内」に変更しました。</p>

指摘事項の要旨	措置内容
<p>3 指定管理者の選定について</p> <p>モニタリングマニュアルⅢ(B)(3)において、「(事業報告書に対する市の) 評価結果については、次回指定管理者選定の際に、参考にするとともに、選定時の評価点に加点もしくは減点するなど、評価結果のインセンティブを検討する必要があります。」とある。この規定に従い、指定管理者の選定に際しては、市によるモニタリングの結果を考慮するような仕組みとされたい。</p>	<p>評価結果を指定管理者の選定時にどのように反映させるかについて、検討を行います。</p>